資材調達手続き(詳細)

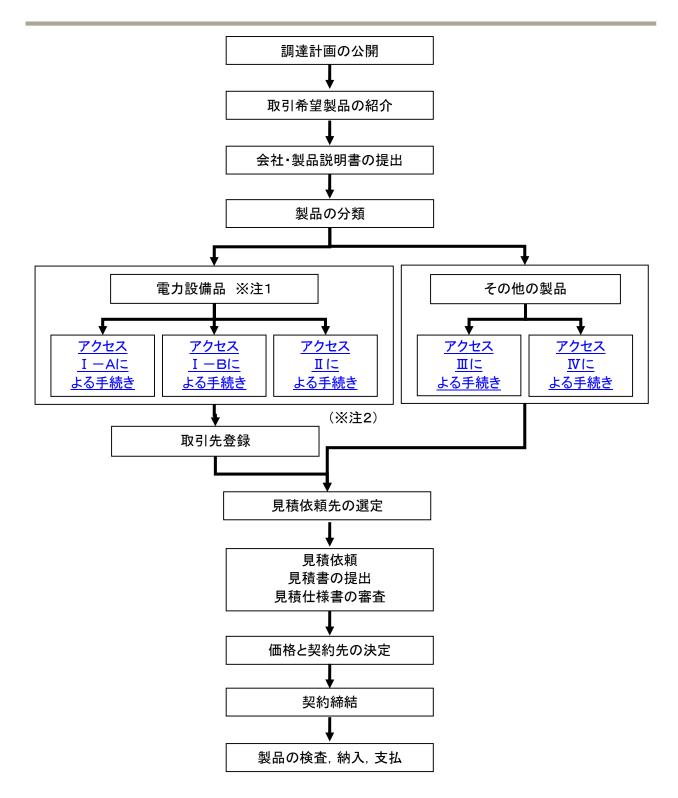
ここは、標準的な調達手続きを更に詳細に解説するページです。

- 概要フロー図
- 製品の分類

-アクセス別手続き-

- アクセス I-A(東京電力で使用している電力設備品のうち型式指定製品)
- アクセス I-B(東京電力で使用している電力設備品のうち型式指定製品以外の製品)
- アクセス II (東京電力で現在使用していない電力設備品)
- アクセスⅢ(東京電力で使用している電力設備品以外の製品)
- アクセスIV(東京電力で現在使用していない電力設備品以外の製品)

概要フロー図 <u>メニューヘ›››</u>



(※注1)電力設備品とは

電力設備の形成・保守・運用に関わる資機材を電力設備品と呼びます。品質の高い電力エネルギーを安定供給するため、電力設備の調達にあたっては、取引先登録制度を適用しております。

(※注2)アクセスによる手続きとは

紹介された製品の性質や用途に応じ取引先や製品の審査・検討を行う手続きです。

製品の分類

■ 東京電力で調達する資機材は、次の5つのアクセスに分類されます。 紹介された製品が、どのアクセスに属するかは、製品を紹介していただいたのち、決定いたします。

手続きの種類		製品の分類			製品の例
アクセ	アクセス IーA	電力設備品 (登録対象)	当社で使用しているもの	型式指定製品(注3)	アルミ電線 22kV CV ケーブル 電柱 柱状変圧器
ス I	アクセス I-B			その他	タービン関係機器 送電用変圧器 GIS
アクセスII			当社では現在使用していないもの		
アクセスIII		その他 (登録対象外)	当社で使用しているもの		机 椅子 パソコン 事務用品
アクセスIV			当社では現在使用していないもの		

(注3)型式指定製品とは

反復して大量に使用するものであるため、原則として、貴社負担により製品を製造していただき、あらかじめ当社が指定する試験内容・方法により、製品試験を行っていただくものです。



アクセス I-A

アクセス I-A は、電力設備品のうち、あらかじめ東京電力が指定した型式審査対象製品(型式指定製品)を調達するための手続きです。

■ 代表的な製品例はここをクリックしてください。

ー標準的な発注手続きー --- (共通フェーズ) ------取引希望製品の紹介 会社・製品説明書等の提出 アクセス [~] Vへの分類 取引希望製品の発注の見込み確認 ---(専用フェーズ)-当社仕様・規格類の開示 (守秘義務契約の締結) 登録申込書の提出および書類審査 のための資料提出 書類審査 型式審査 取引先登録 --- (共通フェーズ) -見積依頼・見積書の提出 価格と契約先の決定 契約締結

製品の検査・納入、支払

発変電関係	交流しゃ断器	
	断路器	など
送電関係	アルミ電線	
	がいし	
	圧縮形接続管	
	架線金具	など
地中線関係	22kV CV ケーブル	
	66kV・154kV OF ケーブル	
	地中線用接続材	など
通信関係	電力線搬送用ライントラップ	
	電力線搬送用結合フィルタ	
	電力線搬送用結合コンデンサ	など
配電関係	電線	
	接続材料	
	がいし	
	電柱	
	柱上変圧器	
	開閉器	
	電力ヒューズ	
	取引用計器類	など
安全装備品関係	安全帽	
	高圧ゴム手袋	
	安全带	
	検出用具	
	接地用具	
	建設工事用防護管標識用具	など

当社の仕様・規格類の開示

項目 top へ>>>

■ 貴社の取引希望製品がアクセス I-A 対象である場合は、当社よりその旨をお知らせした後、守秘義務契約を締結したうえで、当該製品に関わる仕様・規格類を開示いたします。

登録申込書の提出および書類審査のための資料提出

項目 top へ>>>

■ 当社仕様・規格類をご覧になられたうえで、形式指定製品の取引先としての登録を希望される場合は、「登録申込書」に必要事項を記入のうえ、書類審査のための資料を添えて、本社資材部門へ提出してください。

■ 提出していただいた書類の内容については、東京電力は、登録審査・見積依頼先選定・貴社との取引以 外の目的には一切使用いたしません。

◇提出していただく書類・資料〈例〉◇

- 1 登録申込書
- 2 登録(取引)希望製品に関する書類 (技術力・生産体制・品質管理体制・取引実績・アフターサービス体制・デリバリー体制など)
- 3 貴社の概要・経営状況に関する書類

書類審査 項目 top へ>>>

- 東京電力は、提出していただいた書類・資料を基に、貴社製品に関する打ち合わせ等を行ったうえで貴 社自身ならびに貴社の製品を、技術力・生産体制・品質管理体制・取引実績・アフターサービス体制・デリ バリー体制・経営の規模・経営の状況などの観点から総合的に審査いたします。
- 書類審査の際、必要に応じて、追加資料の提出および説明をお願いする場合があります。

型式審査 項目 top **へ**>>>>

- 貴社自身ならびに貴社の製品が書類審査に合格した後、当社の指定する内容・方法による型式審査(製品試験、工場立会検査)を行います。型式審査にあたっては、原則として、貴社負担により当社の規格に基づいて製品を製造していただき、製品試験を行っていただきます。
- 製品試験の内容は、当社規格に記載されています。
- 製造工程・設備・品質管理体制などについての審査を行うため、必要に応じ当社社員による工場立ち会 い検査を実施させていただきます。

取引先登録 項目 top へ>>>

■ 貴社自身ならびに貴社の製品が書類審査および形式審査に合格した後、貴社は、当該製品についての 取引資格者として登録されます。審査の結果は、文書でお知らせいたします。

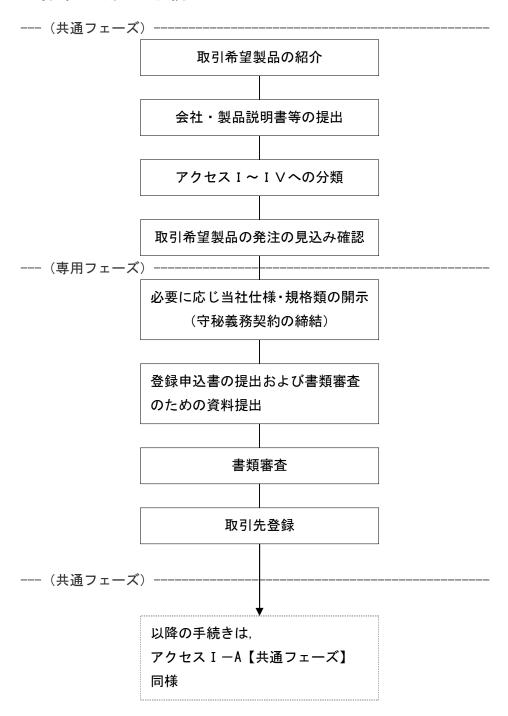


アクセス I-B <u>メニューへ</u>>>>>

アクセス I-B は、当社で使用している電力設備品のうち、型式指定製品以外の製品を調達するための手続きです。

■ 代表的な製品例はここをクリックしてください。

ー標準的な発注手続きー



アクセス I-B の代表的な製品例

項目 top へ>>>

発電設備関係	タービン関係機器	
	計測制御関係機器	
	スクリーン	
	水処理設備	
	脱硫•脱硝設備	など
流通設備関係	送電用変圧器	
	GIS	
	保護継電器	など
電子通信関係	パラボラアンテナ	
	移動用無線機	
	光ケーブル	など
電線・ケーブル	POF ケーブル	
	275kV OF ケーブル	など

当社の仕様・規格類の開示

項目 top へ>>>>

■ 貴社の納入希望製品がアクセス I-B の対象である場合は、東京電力よりその旨をお知らせした後、該当製品に関わる当社規格があるものについては、守秘義務契約を締結したうえで、当該製品に関わる仕様・規格類を開示いたします。

登録申込書の提出および書類審査のための資料提出

項目 top へ>>>

- 当該製品の納入資格者として登録を希望される場合は、『登録申込書』に必要事項を記入の上、書類審査のための資料を添えて本社資材部門へ提出して下さい。
- 提出していただいた書類の内容については、東京電力は、審査・見積依頼先選定・貴社との取引以外の 目的には一切使用いたしません。

◇提出していただく書類・資料<例>◇

- 1 登録申込書
- 2 登録(取引)希望製品に関する書類(技術力,生産体制,品質管理体制,取引実績,アフターサービス体制,デリバリー体制など)
- 3 貴社の概要・経営状況に関する書類

書類審査 項目 top へ>>>

■ 東京電力は、提出していただいた書類・資料を基に、貴社製品に関する打ち合わせ等を行ったうえで貴 社自身ならびに貴社の製品を、技術力・生産体制・品質管理体制・取引実績・アフターサービス体制・デリ バリー体制・経営の規模・経営の状況などの観点から総合的に審査いたします。

■ 書類審査の際、必要に応じて、追加資料の提出および説明をお願いする場合があります。

取引先登録 項目 top へ>>>

■ 貴社自身ならびに貴社の製品が審査に合格した後、貴社は該当製品についての取引資格者として登録されます。審査の結果は、文書でお知らせいたします。



アクセス II

アクセス II は、当社で現在使用していない電力設備品を調達するための手続きです。

ー標準的な発注手続きー --- (共通フェーズ) ------取引希望製品の紹介

会社・製品説明書等の提出

アクセスΙ~Ι∨への分類

--- (専用フェーズ) ------

採用可能性の検討

技術検討資料の提出依頼

技術検討

登録申込書の提出および書類審査 のための資料提出

書類審査

取引先登録

--- (共通フェーズ) ------

以降の手続きは,

アクセス I -A【共通フェーズ】

同様

採用可能性の検討 項目 top へ>>>

■ 現在当社では使用していない製品であることから、まず製品を採用する可能性の有無について検討します。可能性が有と判定された場合に、技術検討に進みます。

技術検討資料の提出依頼

項目 top へ>>>

■ 取引希望製品の性能・使用・品質および適用新技術について既存の製品、技術と比較して、いかに優れているかを説明できる資料および製品の使用実績などの資料提出をお願いします。

技術検討 項目 top へ>>>

- 東京電力は、提出していただいた資料を基に、貴社と打ち合わせ等をおこなったうえで、製品の評価を行い、当社資機材としてすぐに適用できるものか否かを、信頼度・コスト面を含め検討します。結果が良好な場合には、登録手続きに進みます。
- 製品の評価は良いものの、すぐには適用できないものについては、技術情報としてデータをプールさせて いただきます。

登録申込書の提出および書類審査のための資料提出

項目 top **へ>>>>**

- 当該製品の取引資格者として登録を希望される場合は、『登録申込書』に必要事項を記入の上、書類審査のための資料を添えて本社資材部門へ提出して下さい。
- 提出していただいた書類の内容については、東京電力は、審査・見積依頼先選定・貴社との取引以外の 目的には一切使用いたしません。

◇提出していただく書類・資料〈例〉

- 1 登録申込書
- 2 貴社の概要・経営状況に関する書類

書類審査 項目 top へ>>>

- 提出していただいた書類・資料を基に、貴社自身ならびに経営面、デリバリー体制・アフターサービス体制を中心に審査を行い、書類審査で合格した場合は登録いたします。
- 書類審査の際、必要に応じて、追加資料の提出および説明をお願いする場合があります。

取引先登録 項目 top へ>>>

■ 貴社自身ならびに貴社の製品が審査に合格した後、貴社は該当製品についての取引資格者として登録 されます。審査の結果は、文書でお知らせいたします。

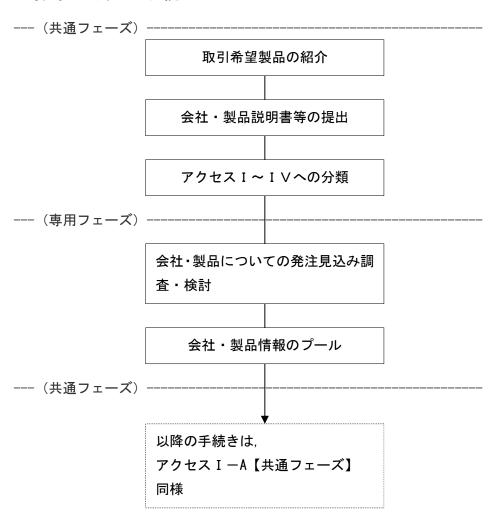


アクセス III

アクセス Ⅲ は、電力設備以外で既に当社が使用しているもの(類似品を含む)を調達する手続きです。

■ 代表的な製品例はここをクリックしてください。

ー標準的な発注手続きー



アクセス III の代表的な製品例

什器	
事務用家具	
事務用機器	
事務用品	
日用品	など

会社・製品についての使用・発注見込み調査・検討

項目 top へ>>>>

- 当社は、貴社から提出いただいた『会社・製品説明書』をもとに、取引希望製品の使用・発注見込みの調査・検討を行います。
- 検討の段階において、追加資料の提出および説明をしていただく場合があります。

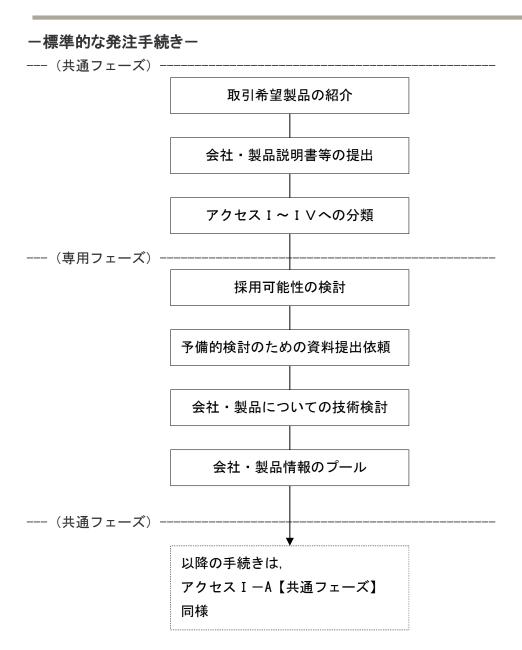
会社・製品情報のプール

- 使用・発注見込みがある製品と貴社についての情報は、社内情報としてプールされます。
- 見積依頼先の選定は、社内でプールされた情報を主に活用し行います。



アクセス IV

アクセス IV は、東京電力では現在使用していない電力設備品以外の製品を調達する場合の手続きです。



採用可能性の検討 項目 top へ>>>

■ 現在当社では使用していない製品であることから、まず製品を採用する可能性の有無をについて検討します。可能性が有ると判断された場合に、予備的検討に進みます。

予備的検討のための資料提出依頼

項目 top へ>>>>

■ 取引希望製品の性能,仕様,品質および適用新技術について、既存の製品・技術と比較して、いかに優れているかを説明できる資料・製品の使用実績などの提出をお願いします。

技術検討 項目 top へ>>>

■ 東京電力は、提出していただいた資料を基に、貴社と打ち合わせ等を行なったうえで製品の評価を行ない、当社資機材としてすぐに適用できるものか否かを、性能・コスト面を含め総合的に検討します。

会社・製品情報のプール

- 予備的検討の結果が良好で紹介していただいた製品が調達の可能性があると判断した製品と貴社自身 についての情報は、社内情報としてプールし、見積依頼先を選ぶ時の情報として取扱います。
- 製品の評価は良いものの、すぐに適用できないものについては、技術情報としてデータをプールさせていただきます。

